

市内生活保護指定薬局のみなさまへ

11 月の生活保護における先発医薬品調剤状況報告書の提出について

神戸市福祉局くらし支援課
一般社団法人 神戸市薬剤師会

平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法改正により生活保護受給者について医師が後発医薬品の使用を認めた場合は、原則として後発医薬品を調剤していただくこととなっております。昨年 11 月の調査から 1 年経った令和 6 年 11 月現在の先発医薬品調剤状況把握、及び生活保護受給者に対する適正な医療扶助の決定の指導のため、調査へのご協力をよろしくお願い致します。

1 取組み内容

(1) 報告対象

生活保護の医療扶助で、11 月に先発医薬品を調剤した「全品目」が対象となります（ただし、医師が後発医薬品への変更を不可とする銘柄名処方をしている場合は除きます。）。

(2) 報告様式について

①処方の種別（一般名処方、変更可の銘柄名処方）

②先発医薬品を調剤した事情等の項目

③レセプトに先発医薬品の調剤理由を記載した場合も、報告様式による提出をお願いします。

④「4 その他の理由」欄は自由記載です。ただし、流通困難により在庫がない等は『a』、患者の意向による疑義照会等で変更不可になった等は『3』を選択し、その他の理由には該当致しません。

(3) 報告は神戸市薬剤師会にお願いします！

12月20日までに神戸市薬剤師会へFAXもしくはEメールをお願いします。

Eメールで提出される薬局様へ

神戸市のホームページから様式をダウンロードいただけます。様式には個人情報保護の観点からパスワードがかかっておりますので、内容を記載の上、そのまま神戸市薬剤師会へご提出ください。

全指定薬局(非会員薬局様含む)からの報告が必須です。

報告対象の受給者がいない場合も「報告対象なし」に○をして送付して下さい。

提出先：神戸市薬剤師会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-4-3 兵庫県薬剤師会館7階

TEL：078(366)5593 FAX：078(366)5640

Eメール：kobecity.pha.org@gmail.com（受付専用メールアドレス）

2 神戸市（医療扶助）における後発医薬品使用割合

みなさまのご協力により、平成 26 年 6 月の取組み開始時から使用割合が大幅に増加しました。

調剤月	H26.6	H27.5	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10	H30.5
使用割合	60.96%	67.11%	72.00%	73.30%	74.92%	74.00%	79.11%
調剤月	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	
使用割合	89.25%	87.34	91.88%	90.43%	91.67%	91.88%	

①指標：（後発医薬品／後発医薬品が存在する医薬品＋後発医薬品）での算出

②国が設定する使用割合の目標：2020 年度中に 80%を達成

3 お問い合わせ先

後発医薬品使用促進の取組みについては、神戸市 福祉局 暮らし支援課 医療担当（電話：322-5202）、
個々の受給者に関する場合は、各福祉事務所へお問合せください。

報告様式や本取組については、神戸市のホームページ（<http://www.city.kobe.lg.jp/>）にて
ご確認ください。 で